

○坂出市訪問型サービス（独自）サービスコード表（R7.4～）

サービス 種類	サービス 項目	サービス名称	算定項目				単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービスー	イ 1 週当たりの標準的 な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスー日割			日割の場合	39 単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス二		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス二日割			日割の場合	77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス三		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス三日割			日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を 定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間が20分以上45分未満の場合	179 単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	220 単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163 単位	163		
A2	C 211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算一	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ 1 週当たりの標準的 な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき
A2	C 220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算一日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C 212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算二			(2) 1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	C 213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算二日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C 214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算三			(3) 1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	C 215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算三日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C 216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を 定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき
A2	C 217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間が20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C 218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C 219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算一	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的 な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算一日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算二			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算二日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算三			(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算三日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を 定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間が20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物利用者 等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算						
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数						1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数						1回につき	

A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算		50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算一	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算二		(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算三		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算四		(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 1)	所定単位数の 221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 2)	所定単位数の 208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 3)	所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 4)	所定単位数の 187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 5)	所定単位数の 184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 6)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 7)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 8)	所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 9)	所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 10)	所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 11)	所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 12)	所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 13)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ 14)	所定単位数の 76/1000 加算	